

## 射水市教育委員会 1 月定例会次第

日 時 平成30年1月26日(金)

場 所 大島小学校会議室

午後1時30分 学校訪問 大島小学校  
(午後2時45分) 教育委員会表彰審査委員会  
(午後3時20分) 教育委員会1月臨時会・定例会  
(午後4時20分) 学び応援塾視察

### 1 会議録の承認

### 2 議案

(1) 射水市図書館条例施行規則の一部改正について (中央図書館) 資料1

### 3 各課等の連絡事項及び報告事項

(1) サクラマスいのちのリレーについて (学校教育課) 資料2

(2) 教育委員会行事予定 資料3

### 4 その他

※ 次回教育委員会の開催日時について

月 日 ( ) 時 分

議案第 2 号

射水市図書館条例施行規則の一部改正について

射水市図書館条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

平成 30 年 1 月 26 日 提 出

射水市教育委員会  
教育長 長井 忍

射水市教育委員会規則第 号

射水市図書館条例施行規則の一部を改正する規則

射水市図書館条例施行規則（平成 17 年射水市教育委員会規則第 24 号）の一部を次のように改正する。

第 5 条第 1 項中「図書館利用カード」の次に「(個人番号カード利用)」を加え、同条第 2 項中「射水市」を削る。

第 5 条の次に次の 1 条を加える。

(個人番号カードの利用)

第 5 条の 2 前条の規定により利用カードの交付を受けた者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成 25 年法律第 27 号）第 2 条第 7 項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用カードとして利用することができる。

2 前条第 1 項の規定は、前項の規定により個人番号カードを利用カードとして利用しようとする者について準用する。

第 10 条第 2 項中「図書館利用カード」の次に「(個人番号カード利用)」を加える。

様式第 1 号を次のように改める。

様式第 1 号（別紙）

様式第 2 号を次のように改める。

様式第 2 号（別紙）

様式第 3 号を次のように改める。

様式第 3 号（別紙）

附 則

この規則は、公布の日から施行し、平成 30 年 3 月 6 日から適用する。

様式第1号(第5条、第5条の2関係)

図書館利用カード(個人番号カード利用)申込書

利用者番号								
登録区分	新規・変更・個人番号カード利用							
申込日	年 月 日							

射水市図書館長

太線の中を記入してください。


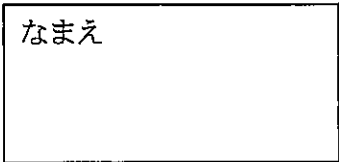
フリガナ			性別	保護者氏名(高校生以下の人)	
氏名			男・女		
利用者区分	・一般(中学生以上)		・児童(小学生以下)		
生年月日	年 月 日				
住所	市内	〒 ー 射水市			
	市外	〒 ー			
電話	自宅		携帯電話		
			ー ー ー		
帰省先住所	※ 帰省先を持つ方は、記入してください。 〒 ー 電話				

\*個人番号カード利用申込みには、事前にマイキーIDの登録が必要です。

様式第2号 (第5条、第5条の2関係)

(表)

図書館利用カード

 市章  射水市	 なまえ
--	---

- このカードは折り曲げたりせず、大切にしてください。
- このカードをなくしたり、住所や名前が変わったときは、必ず届け出てください。
- このカードは、他人に貸してはいけません。
- 借りた本の返却期限を守りましょう。
- このカードを拾った方は、図書館に知らせてください。

■中央図書館	0766-57-4646
■新湊図書館	0766-82-8410
■正力図書館	0766-52-5273
■下村図書館	0766-59-2303

様式第3号(第10条関係)

図書館団体利用申込書

利用者番号								
登録区分	新規・変更							
申込日	年 月 日							

射水市図書館長

太枠の中を記入してください。

団体名	(フリガナ)	代表者名	(フリガナ)
所在地		住所	
電話		電話	
備考			

## 議案第2号

### 射水市図書館条例施行規則の一部改正について

#### (説明)

希望者に対し、個人番号カードに図書館利用カードの機能を追加し、個人番号カードで射水市図書館の資料を借りることができるサービスを図るため、所要の改正を行うもの。

#### 1 改正内容

個人番号カードを図書館利用カードとして利用することが可能となることに伴う規定の整備を行うもの。

#### 2 施行期日等

##### (1) 施行期日

規則公布の日

##### (2) 適用期日

平成30年3月6日

射水市図書館条例施行規則（平成17年射水市教育委員会規則第24号）新旧対照表

現行	改正後（案）
<p style="text-align: center;">○射水市図書館条例施行規則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（利用登録及び貸出手続）</p> <p>第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類を提示して、<u>図書館利用カード</u>申込書（様式第1号。以下「カード申込書」という。）を提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 館長は、カード申込書の内容を証明書等によって確認の上登録し<u>射水市図書館利用カード</u>（様式第2号。以下「利用カード」という。）を交付する。</p> <p>第5条3～4 略</p> <p><u>（新設）</u></p> <p><u>（新設）</u></p> <p>第6条～第9条 略</p>	<p style="text-align: center;">○射水市図書館条例施行規則</p> <p>第1条～第4条 略</p> <p>（利用登録及び貸出手続）</p> <p>第5条 図書館資料の貸出しを受けようとする者は、本人であることを証明する書類を提示して、<u>図書館利用カード（個人番号カード利用）</u>申込書（様式第1号。以下「カード申込書」という。）を提出し、登録を受けなければならない。</p> <p>2 館長は、カード申込書の内容を証明書等によって確認の上登録し<u>図書館利用カード</u>（様式第2号。以下「利用カード」という。）を交付する。</p> <p>第5条3～4 略</p> <p><u>（個人番号カードの利用）</u></p> <p><u>第5条の2 前条の規定により利用カードの交付を受けた者は、個人番号カード（行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号）第2条第7項に規定する個人番号カードをいう。以下同じ。）を利用カードとして利用することができる。</u></p> <p><u>2 前条第1項の規定は、前項の規定により個人番号カードを利用カードとして利用しようとする者について準用する。</u></p> <p>第6条～第9条 略</p>

(団体貸出)

第10条 略

2 団体貸出しについては、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「図書館利用カード申込書(様式第1号)」とあるのは「図書館団体利用申込書(様式第3号)」と、第7条中「2週間」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。ただし、第7条で定める貸出点数については、同条の規定にかかわらず使用1団体につき100点を限度とする。

様式第1号 (第5条関係)

【別記1 参照】

様式第2号 (第5条関係)

【別記2 参照】

様式第3号 (第10条関係)

【別記3 参照】

様式第4号 (第13条関係) (略)

(団体貸出)

第10条 略

2 団体貸出しについては、第3条から前条までの規定を準用する。この場合において、第5条第1項中「図書館利用カード(個人番号カード利用)申込書(様式第1号)」とあるのは「図書館団体利用申込書(様式第3号)」と、第7条中「2週間」とあるのは、「1箇月」と読み替えるものとする。ただし、第7条で定める貸出点数については、同条の規定にかかわらず使用1団体につき100点を限度とする。

様式第1号 (第5条、第5条の2関係)

【別表1 参照】

様式第2号 (第5条、第5条の2関係)

【別表2 参照】

様式第3号 (第10条関係)

【別表3 参照】

様式第4号 (第13条関係) (略)



## サクラマスいのちのリレー いのちに感謝し、いただく ～ いみずサクラマスの実食について ～

学校教育課

### 1 事業概要

大門小学校と堀岡小学校の児童が、サクラマスの成長段階に合わせた飼育リレーを通していのちの教育活動に取り組むもの。

大門小学校の児童は、卵から仔魚にかえし、淡水から海水へと育つまでの成長段階を学び、昨年6月、堀岡小学校へ34匹のサクラマスの稚魚が引っ越しする際には、タブレット端末を通して、水槽の移し替えの様子を見守ったり、えさの量を聞いたりするなど両校児童による交流が行われた。

今回、堀岡小学校の水槽では、引っ越ししてきたサクラマス20匹が無事に親魚として成長しており、サクラマスの今後について両校の児童がそれぞれ考えを出し合った。その結果、いのちに感謝し、いただくことをテーマにすること決め、堀岡養殖漁協の協力をいただき、サクラマスの特徴や生態等の学習とサクラマスを実食し、いのちの教育の締めくくりとするもの。

### 2 両校の実施予定

#### (1) 堀岡小学校（4年生、5年生、6年生の児童を対象）

- ・日時 平成30年2月27日（火） 11:30～13:05
- ・内容 いみずサクラマスについて講演（堀岡養殖漁協参事 林 宏育 氏）  
魚のさばき方について実演（堀岡養殖漁協 杉原 秀雄 氏）  
いみずサクラマスのムニエルのあんかけ（給食に1品追加）

#### (2) 大門小学校（6年生の児童を対象）

- ・日時 平成30年2月28日（水） 2限目と給食の時間
- ・内容 いみずサクラマスについて講演（堀岡養殖漁協参事 林 宏育 氏）  
いみずサクラマスのムニエルのあんかけ（給食に1品追加）

※2限目を総合の時間とし、約30分の講演をいただく予定。

平成 30 年 2 月 の 主 な 行 事 予 定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	木	9:20	本庁舎議場	子ども議会体験プログラム(金山・下村小学校)	学校教育課	
2	金					
3	土					
4	日	9:00	アルビス小杉総合体育センター	射水市スポーツ少年団 冬季スポーツレクリエーション大会(綱引き大会)	生涯学習・スポーツ課	教育長
5	月					
6	火					
7	水	10:25	本庁舎議場	子ども議会体験プログラム(新湊小学校)	学校教育課	
8	木	13:30	本庁舎会議室401	第2回 射水市文化財審議会	生涯学習・スポーツ課	教育長
9	金					
10	土	10:00	大島社会福祉センター	射水市体育協会表彰式	生涯学習・スポーツ課	教育長
11	日	13:30	生涯学習センター	いきいき女性セミナー	生涯学習・スポーツ課	教育長
12	月					
13	火					
14	水	10:00	本庁舎会議室401	スポーツ推進審議会	生涯学習・スポーツ課	教育長
15	木					
16	金	13:30	本庁舎会議室401	第3回 射水の築山・曳山調査指導委員会	生涯学習・スポーツ課	教育長
17	土					
18	日					
19	月	10:00	会議室201	第2回 放課後対策事業運営委員会	生涯学習・スポーツ課	
20	火	14:00	消防本部3階多目的ホール	射水市教育委員会表彰式	学校教育課	○
		16:00	本庁舎401会議室	総合教育会議	学校教育課	○
21	水					
22	木					
23	金	14:00	本庁舎会議室401	第2回 社会教育委員会議	生涯学習・スポーツ課	教育長
24	土					
25	日					
26	月					
27	火	15:00	本庁舎401会議室	教育研究論文・教育実践記録表彰式	教育センター	教育長
28	水					

展示等

自	至	場所	展示名	自	至	場所	展示名
11/27	2/28	新湊博物館	工事のため休館(～平成30年2月28日)				
2/7	2/21	中央図書館	「図書館の魅力は？」展				

平成30年3月の主な行事予定

日	曜	時間	場 所	行 事 予 定	主務・関連課	教育委員出席
1	木					
2	金					
3	土					
4	日					
5	月					
6	火					
7	水					
8	木					
9	金					
10	土	11:30	第一イン新湊	射水ケーブルネットワーク 第9回射水ジュニア賞表彰式	生涯学習・スポーツ課	
11	日					
12	月					
13	火					
14	水		市内中学校	卒業式	学校教育課	○
15	木		市内幼稚園	卒園式	学校教育課	
16	金		市内小学校	卒業式	学校教育課	○
17	土					
18	日					
19	月					
20	火	13:30	新湊博物館	博物館運営検討委員会	新湊博物館	
21	水					
22	木					
23	金		市内幼稚園・小中学校	修了式	学校教育課	
24	土					
25	日					
26	月	12:15	本庁舎1階エントランスホール	ハートフルコンサート(小杉中学校吹奏楽部)	学校教育課	
27	火					
28	水					
29	木					
30	金					
31	土	10:00	グリーンパークだいもん	射水相撲道場完成式	生涯学習・スポーツ課	

展示等

自	至	場 所	展 示 名	自	至	場 所	展 示 名
3/1	4/15	新湊博物館	切手を楽しむ				
3/7	3/21	中央図書館	「新生活のストレススッキリ解消」展				